慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	日本古代元日朝賀儀礼の特質
Sub Title	Characters of the New-year Ceremony at the ancient Japanese court
Author	藤森, 健太郎(Fujimori, Kentaro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1991
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.61, No.1/2 (1991. 12) ,p.71- 105
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19911200-0071

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

日本古代元日朝賀儀礼の特質

藤森健太郎

はじめに

元日の朝賀儀[1]は、日本古代国家の代表的な儀礼で、『延喜式』では、即位・受蕃国使表と共に「大儀」とされている[2]。このような元日朝賀儀礼の重要性のためか、研究の蓄積も少なくない。戦後の主たるものでは、倉林正次氏の大部の研究、山中裕氏による年中行事としての解説、所功氏の儀式文の研究、律令官僚制の消長と関連づける古瀬奈津子氏の研究の他、和田萃氏、楊永良氏、新海一氏らが論じられている[3]。本稿で扱う唐礼との比較も、倉林・所・和田・楊・新海の各氏が試みておられ、前三者は全般的な問題について、後二者は皇后の参加、焼香の意味、奉翳などについて論じておられる。

本稿はこれらの諸業績を前提としながら、日本と唐の元日朝賀儀礼の詳細な比較を行いたい。その際の視点としては次のように考える。国家による儀礼が無目的に設定されるということはあるまい。その目的は、秩序の建設・確認・再活性化にあろう。しかし、唐において権力の実践として有用なものである儀礼をそのまま日本に流用してもなおかつ有用であり得るかは疑問である。日本の古代国家と唐の、国家としての発展段階が同一とは言えないからである[4]。本稿の課題は、日唐の儀礼の相違についていくらかでも基礎的な材料を提供し、日本の古代国家が元日朝賀儀礼によってどんな観念的秩序を表そうとしていたのかについて、一つの仮説を提出するということに尽きる。注意しておきたいのは、本稿で析出される観念的な国家秩序は、あくまでも或る時代の特定の支配層が一儀礼を通じて示そうとしたものに過ぎないとい

うことである。これを日本古代国家の現実の秩序として実体視することはできない。

本稿の方法はごく単純である。『大唐開元礼』（以下、『開元礼』）を主として、『大唐六典』（以下、『六典』）、『新唐書』、『旧唐書』、『唐会要』などで補って復元する唐の元日朝賀儀礼と、今本『儀式』[5]所載の日本の元日朝賀儀礼とを細かく比較する作業だけで紙幅が尽きてしまうこととなろう。日中それぞれの元日朝賀儀礼の通時的分析は、紙幅の関係でほとんど捨象せざるをえない。従って、本稿の結果を超歴史的に一般化することには慎重でならなければならず、いずれ通時的な実態面での検討を必要としよう。しかし、所氏が指摘されるごとく、日本の元日朝賀儀礼の儀式文が唐礼を参照して成立したことは明らかであるから[6]、制度資料の比較自体にもいくらかの意味はあろう。

一　奏賀と宣制

日唐の元日朝賀儀礼の概要は〈表〉に示した。儀礼の場は、『儀式』では平安宮朝堂院、『開元礼』では長安城太極宮殿庭[7]である。

本節ではまず、奏賀と宣制（表のホ・ヘ・ト・チ及びf・g・j・k）について論じる。朝賀儀は、「臣下が朝廷にいき、皇帝に祝辞を述べること」[8]である。これに更に多くの要素が加わり大きな儀礼となる。その中でも、奏賀・宣制は重要である。奏賀に対して、君主の側から宣制がある。つまり奏賀←→宣制という形で君臣間のコミュニケーションが行われるのである。一般にコミュニケーションにおいては、伝達内容をメッセージとして発

表　日唐元日朝賀儀礼の概要

日本（『儀式』）		唐（『開元礼』）	
イ	儀仗陳列	a	儀仗陳列
ロ	有司就座	b	有司就座
ハ	群官参入就位・皇太子就位	c	群官のうち四品以下等参入就位
ニ	天皇出御	d	皇帝出御
		e	皇太子参入就位
ホ	皇太子奏賀	f	皇太子奏賀
ヘ	宣制	g	宣制
		h	皇太子退出
		i	三品以上等参入就位
ト	群官奏賀・奏瑞	j	群官奏賀
チ	宣制	k	宣制
		l	奏表・奏瑞
		m	貢物
		n	三品以上等退出
リ	天皇入御	o	皇帝入御
ヌ	群官・皇太子退出	p	四品以下等退出

信する者と、メッセージを受け取り伝達内容を解読する受信者が存在する。[9] 今の場合、発信者となり、また受信者となるのは、君主・臣下である。ここではまず、元日朝賀儀礼における両者のコミュニケーションが、どのような次第で行われるかを見てみる。その上で第二節では君主、第三節では臣下という発信者＝受信者を、儀礼の内部構造から性格づけることとなろう。

そこで、具体的にテクストを掲げつつ考察しよう。まず、『開元礼』巻九十五皇帝元正冬至受二皇太子朝賀一、巻九十七皇帝元正冬至受二群臣朝賀一并会から、奏賀宣制の段を抄出しつつ[10]考察する。

①巻九十五

舎人引二皇太子一詣二西階一、皇太子初行楽作、至レ階楽止、舎人引二皇太子一升、

巻九十七

通事舎人引二上公一人一詣二西陛一、公初行楽作、至二解レ剣席一楽止、公就レ席脱レ舄、跪解レ剣置二於席一、俛伏興、通事舎人引升レ階、

奏賀・宣制は、皇太子（表のf・g）、群官の代表である上公（j・k）と二回あるが、両者とも西階から太極殿上に昇るのである。

②巻九十五

進当二御座前一北面跪、賀称、元正首祚、景福惟新、伏維皇帝陛下、与レ天同レ休（割注略）、俛伏興、

巻九十七

進当二御座前一北面跪、賀称、某官臣某言、元正首祚、景福惟新、伏維開元神武皇帝陛下、与レ天同レ休（割注略）、俛伏興、

御座の前に跪き、北面して奏賀を行う。

③巻九十五

舎人引降、楽作、復レ位楽止、皇太子再拝、

巻九十七

通事舎人引降レ陛、詣二席後一、上公跪著レ剣、俛伏興、納レ舄、楽作、復二横街南位一楽止、群官・客使等倶再拝、

太極殿庭にある各々の版位に復し、再拝。

④巻九十五

侍中前承レ制、

巻九十七

侍中前承レ詔、

侍中が皇帝から制を承る。[11] 侍中は門下省の官で、正三品。『六典』巻八門下省は、「出二納帝命一」を職掌の一つ

に挙げる。第二節で述べるように太極殿の殿上にいる。

⑤巻九十五

降詣二皇太子東北一、西向、称、有レ制、皇太子再拝、宣制訖、皇太子又再拝、典儀唱、再拝、皇太子又再拝、舎人引二皇太子一出、初行楽作、出レ門、楽止、

巻九十七

降詣二群官東北一、西面、称、有レ制、群官・客使等皆再拝、宣制曰、履新之慶、与二公等一同レ之（割注略）、宣制訖、群官・客使等皆再拝、訖舞踊、三二称万歳一、訖又再拝、

侍中が東階から太極殿を降り、皇太子ないし群官の東北で西面して宣制する。再拝などの礼がある。

以上が、『開元礼』による、皇太子と群官の奏賀とそれに対する宣制の儀であった。両者は、その身分上の差によって多少の違いはあっても、ほぼ同じ構造で君主とコミュニケートする。その構造は、

奏賀をする者 → 皇帝
侍中 ↑

ということになろう。

次に、日本の『儀式』を見てみる。まずは皇太子の奏賀の次第である。巻六より引用する。(12)

①謁者西進更北上、（中略）、更西折当二中階一、引二皇太子一進、不レ至二階下一三許丈、更折就レ位、皇太子升レ自二中階一、

皇太子は途中まで謁者(13)に引かれ、中階より大極殿に昇る。

②当二御座前一、北面跪二於南栄一、賀曰、新年乃新月乃新日爾、万福乎持参来支、拝供奉良久止申、

皇太子は、御座の前に跪いて奏賀する。

③俛伏而興、降レ階四級、謁者進引二皇太子一復レ位、太子再拝、

皇太子は大極殿から降りて、中階の南十丈にある版位に復し、再拝する。

④于レ時勅喚二左右侍従在レ南者名一〔喚レ名之儀同二尋常一〕、称唯進レ自二南栄一、当二御座前一、跪膝行進、俛伏而侍、〔皇太子跪処〕、詔曰、新年乃新月乃新日爾、与二天地一共爾、万福乎平久久受賜礼止宣、侍従奉レ勅、

殿上侍従(14)が御座の前で天皇から勅を承る。

⑤称唯俛伏而興、降レ自二東階一、就二詔使位一西面、宣制云、天皇我詔旨良万止宣布大命聞賜止宣、皇太子称唯再拝、訖更宣、新年乃新月乃新日爾、与二天地一共爾、万福乎平久

久久受賜礼止宣、皇太子称唯拝舞、侍従還上レ殿、比レ至二階下一、典儀曰、再拝、皇太子再拝、謁者進引二皇太子一復レ幄、

侍従は東階より大極殿を降り、詔使位（皇太子の位の東北にある）[15]に就いて、西面して宣制する。再拝などの礼がある。

『儀式』の皇太子とそれに対する宣制の次第は、『開元礼』の侍中の役割を『儀式』では臨時の殿上侍従が行っていると見なすと、

奏賀をする者 → 天皇
侍従 ↑

という形であって、皇太子が中階を用いる点を除けば、先に見た『開元礼』の奏賀と同構造といえよう。

今度は、同じく日本の『儀式』から、いわゆる群臣の奏賀の段を見てみよう。奏賀者は奏瑞者と共に、龍尾壇下（朝堂院の朝廷）の版位より進み出て龍尾壇東階から壇上に昇る。そして奏賀位（大極殿中階の南十二丈）の東南のある行立位という版位に就く。この時点から『儀式』を引用しつつ解説する。

①有レ頃奏賀者進就レ版、奏賀者は、行立位から進み出て奏賀位に就く。

②北面立、奏曰、明神止御二大八洲一日本根子天皇我朝廷爾仕奉流親王等・王等・臣等・百官人等・天下百姓衆諸、新年乃新月乃新日爾、与二天地一共爾、万福乎持参来、天皇我朝廷乎拝仕奉事乎、恐美恐美毛申賜止申（割注略）、

奏賀者は、大極殿中階前の奏賀位に立って奏賀を行う。ここで、君主のいる殿舎に昇らない点、跪かず立って奏賀をする点が既に『開元礼』と異なる。

③退復レ位、群官再拝、（以下、奏瑞の引用は略す。）

奏賀者は行立位に復する。この後奏瑞があるが、ここでは略す。

④勅曰、参来、奏賀者称唯就レ位、

奏瑞が終わると、天皇は奏賀者を呼ぶ。奏賀者は再び奏賀位に就く。ここからは唐礼と大きく異なる。

⑤勅曰、供奉親王等・王等・臣等・百官人等・天下百姓衆諸、新年乃新月乃新日爾、与二天地一共爾、万福乎平久久受賜礼止宣、奉レ勅称唯、

天皇が直接奏賀者に勅する。両者の間に侍従などは介在しない。[16]

⑥退復二行立位一、倶逡巡還退出、奏賀者便留二宣命位一、

奏賀者は大極殿の前から退出し、更に龍尾壇から降り

て実質的には「宣命者」となってしまう。そして龍尾壇の下（朝堂院の南中軸線上・龍尾壇より南へ十七丈）に就く。

⑦訖奏賀者宣制曰、明神止御二大八洲一日本根子天皇我詔旨良万止宣布大命乎、衆諸聞食与止宣、王公百官称唯再拝、訖更宣云、供奉親王等・王等・臣等・百官人等・天下百姓衆諸、新年乃新月乃新日爾、与二天地一共爾、万福乎平久長久受賜礼止、勅天皇我詔旨乎、衆聞食与止宣、王公百官共称唯拝舞、武官俱立、振レ旗称二万歳一〔其声謁〕、不二拝舞一、待三宣命者退復二本列一而止、

奏賀者＝宣命者は宣命位から宣制する。

以上のように『儀式』のいわゆる群臣奏賀の次第は、『開元礼』や、同じ『儀式』でも前述の皇太子奏賀とは違っている。『儀式』の奏賀者は、朝廷の参加者の中から進み出て天皇にメッセージを伝え、しかる後天皇からのメッセージを持ち帰って参加者に伝える。奏賀者は、機能から言うと、いわば「仲介者」とでも呼ぶのが適当であろう。

『開元礼』と『儀式』の違いをより見きわめるため、奏賀の文言を検討してみる。『開元礼』で奏賀をする上公は、「某官臣某」と個人名を自称する。この自称形式は尾形勇氏が明らかにされたように、「君臣の礼」の世界に出身してきた「臣」の自称であり、「私家」が擬制的に廃棄される場における自称であった。従って、ここには姓が見えないのである。(17) 上公の奏賀は、天を中心とした宇宙が元正という喜ばしき状態にあることを讃え、なおかつその喜ばしき「天」の「休」を皇帝と重ね合わせる。皇帝は、侍中を通じて「公等」＝「（上公を含む）群官」に宣制する。宣制は、「履新之慶」つまり天下の喜ばしき状態を「公等」と共にすると言う。

ところが日本の『儀式』におけるいわゆる群臣奏賀の文言はこれとかなり違っている。奏賀の詞の冒頭は、「明神止御二大八洲一日本根子天皇我朝廷爾仕奉流親王等・王等・臣等・百官人等・天下百姓衆諸」という自称で始まる。この奏賀は、奏賀者個人ではなく親王以下百姓までの集団の「名」のもとに行われるのである。彼らが「万福」を持ち来るのである。対する宣制は、「供奉親王等・王等・臣等・百官人等・天下百姓衆諸」に呼びかけ、彼らに「万福」を授ける。「万福」の交換という形でコミュニケーションが完結すると言えようか。このように日本の『儀式』では、奏賀の発信者も宣制の受信者も、「親王等・王等・臣等・百官人等・天下百姓」と明記さ

れている。天皇と相対しているのは一つの観念的な集団である。この集団の範囲が、かつて石母田正氏が析出された「良人（＝王民）共同体」とほぼ重なるのは言うまでもない。[18]

ただ、ここではオホミタカラを「百姓」と表記していることが特徴である。周知のように、『続日本紀』以来、かかる呼びかけで宣命が始められる場合には「公民」という表記がなされるのが通例である。興味深いことだが、『内裏式』・『儀式』のでも、立后・立太子等の場面で宣せられる呼びかけは全て「公民」であるのに[19]、元日朝賀儀礼での呼びかけのみは、『内裏儀式』・『内裏式』・『儀式』共に「百姓」と表記している。[20]「公民」と「百姓」は、異なる論理に基づいた呼称である。[21]これらの呼称が宣命の表記に現れる頻度に時代変遷があるとして、国家支配の姿勢の変化と重ねようとする見解もある。[22]しかし「良人共同体」イデオロギーと宣命とのかかわりについては既に鋭敏な考察が重ねられているところであり、[23]ここでは「百姓」と「公民」という文字表記上の異同に拘泥するよりも、唐礼との比較において特に浮かび上がるかかる集団を日本の古代国家特有のイデオロギーである「良人共同体」の視点から見ることが基本的な視覚であるべきであろう。

むしろ問題であるのは、「良人共同体」幻想が国家にとって不要になったとも言われる[24]平安期の儀式書においても、この呼びかけが墨守されていることの意味である。これは元日朝賀儀礼に限ったことでもなく、儀式の形式上残ったとするのがもっとも穏当であろうが、検討の要があろう。先述したように本稿では通時的な検討をする紙幅がないが、この後の分析でも平安期というよりはその前代からの伝統が守られているとおぼしき要素が析出されることを一言しておきたい。

さて、日本の『儀式』における奏賀の発信者＝宣制の受信者が、文言上は「良人共同体」であったとすると、奏賀者は、この集団と天皇とを媒介する仲介者ということになろう。日本の『儀式』におけるいわゆる群臣奏賀は、その文言に盛られた観念上は、「良人共同体」と天皇が仲介者をたてて行う「万福」の交換であるとも言えよう。「天地」といったような文言には中国的な思考がみられようが[25]、全体として色濃く出ているのはむしろ、「万福」という不可視のモノの「互酬」関係、「仕奉」と「給付」の関係であるように思われる。[26]

以上の関係を模式化すると、

「良人共同体」←→仲介者←→天皇

ということになろうか。

ところで、皇太子の奏賀とそれに対する宣制は、日本も唐も比較的同構造の礼に規定されていた。こちらの方の文言はどうなっているであろうか。内容について言うと、観念の違いはここでも同様にある。だが、共に奏賀の冒頭には自称を欠く。宣制の方は、『開元礼』には記述がなく不詳であるが、『儀式』では呼びかけがない。尾形勇氏は、皇太子といえども皇帝に対しては「臣某」の形式で自称したことを実証しておられるのであるが[27]、『開元礼』巻九十五では、「不称臣不称名」であるようである[28]。このことの理由については成案がないが、いずれにしろ自称を欠くという事実は他の「臣」と皇太子との差を示すものであろう。

かかる隔絶した地位が示され、また個人として奏賀をする皇太子の礼は、日本における元日朝賀儀礼の特徴である、「良人共同体」と天皇との仲介者を立てるてのコミュニケーションと比較すると、いかにも異質なものであろう。従って、これは、恐らく日本の元日朝賀儀礼そのものの成立より遅れて取り入れられたと思われる。事実、皇太子の「拝朝」は霊亀元年（七一五）に初めて見える[29]。最近の皇太子制に関する研究[30]を参照すれば、これは皇太子制確立を目指しての儀礼的実践とも言い得るのではなかろうか。もっともこの時、皇太子の奏賀が行われたのか、行われたとしても『儀式』と同様な次第であったのかは不明である[31]。しかし、もしそうであったとすれば、「良人共同体」からの仲介者とは別に天皇とコミュニケートする皇太子の姿は参加者に強い印象を与えたのかも知れない。

二　君主をめぐる空間

本節では、元日朝賀儀礼における君臣間コミュニケーションの一方の当事者である君主について考察する。とは言え、ここで考察されるのはあくまでも元日朝賀儀礼の中における君主の位置である。従ってこの儀礼に現れる限りでの君主の身体やその周辺を外面的表徴に着目して記述していくことになろう。

さて、『開元礼』巻九十五には、「皇帝服二衮冕之服一」とあり、巻九十七にも「皇帝服二衮冕一」とあって、元日朝賀儀礼では皇帝は衮冕を服す規定になっていた。衮冕については、『開元礼』巻三序例下に、

衮冕、垂二白珠十有二旒一、（中略）玄衣・纁裳、十二

章、（中略）若元日受朝、（中略）即服レ之、

とある。一方『儀式』の天皇もまた衮冕を服して受朝するわけだが、同書巻六礼服制には、

天子衮冕、十二章、牙笏、

との規定がある。

これだけでは、牙笏の有無は別として日唐の差異はほとんど明らかでない。しかし、『西宮記』（増訂故実叢書本）巻十九朝拝によれば、日本では衮冕の下に白袴を着している。それに比べて、唐では下着に至るまでスカート式であったはずである。この白袴の問題については、武田佐知子氏が服制一般に関して論じておられる(32)。しかしここでは、衮冕着用時にかぶる冠である冕冠の形状に特に注目してみたい。唐の衮冕を知る上で格好な絵画資料が伝存している。閻立本作と伝えられる「歴代帝王図巻」（現ボストン美術館蔵）である。この中の例えば隋文帝像などを見ると(33)、その冕冠の装飾は意外とシンプルで、十二旒や纓の他に目立つのは、金附蟬という額上の装飾物くらいである。日本の衮冕はどうか。宮内庁蔵の「天皇礼冠」の写真を見ると(34)、旒は四面に垂らされ、透かし彫りの装飾が多い。特に注目すべきは、金附蟬を欠くかわりに、額上に日形があるということである。問題はこのような形状がどこまで遡るかであるが、管見の限り最も古い史料は、『土右記』長元九年（一〇三六）七月四日条の礼服御覧の記事である(35)。

此日御二覧礼服一、（中略）御冠巾子、（中略）其頂有二日形像一、向中有二三足赤烏一、以二水精二枚一令レ作、日形有レ光、（中略）御冠図二巻、一巻天子御冠図、如二御冠一、外題曰佐保朝廷礼冠図、

これによれば長元九年には内蔵寮に日形を付した冕冠があった。また、「天子御冠図」なるものが存在し、その図に描かれた御冠は「（長元九年に現存した）御冠の如し」というのであるから日形付きであり、図の外題は「佐保朝廷礼冠図」であった。「佐保朝廷礼冠」と言えば、現正倉院蔵の礼冠残欠が想起されよう(36)。関根真隆氏著『奈良朝服飾の研究』図録編の図六三～六六にはその写真が収められている(37)。その中の図六四の左上部に日形が写っている。ただし、三足赤烏は確認できない。また、この残欠は複数の冠のものが混じっているようなので(38)、この日形が衮冕の額上にあったものかどうかは確言し難い。しかし少なくとも、日形とおぼしき装飾物が奈良時代に存在していたことは確かめられる。これが奈良時代の衮冕にも用いられていた可能性はかなり高かろう。正

倉院蔵の礼冠残欠は大仏開眼会で使用された冠の残欠であるというのが通説である。[39] この開眼会の主役の一人であった聖武天皇は、天平四年（七三二）に日本で初めて冕冠を服した天皇であった。[40] とすれば、日本の冕冠はその当初から唐とは違った形状のものとしてデザインされた可能性が強い。従って『儀式』が規定する冕冠の形状も同様であったであろう。

日本の冕冠の独特の形状に込められた意味については、明確な史料が見当たらないので、憶測を巡らすしかないのであるが、或いは、太陽神の直系の子孫を自称する天皇の権威と関係があろうか。同じく天との関連はあっても、唐の皇帝とは違う権威づけになっていることは言うまでもあるまい。こうした独自の観念を表現するために天皇の冕冠の額上には日形が輝いていたのかもしれない。

では次に、君主の身体そのものから範囲を広げて、君主をめぐる空間について考察しよう。唐の元日朝賀儀礼において君主の周囲がどのような空間になっていたのかは、『開元礼』からは測り難い。次に挙げる諸史料から考察したい。

『新唐書』巻二十三上儀衛志上[41]

元日・冬至大朝会、（中略）則供奉仗・散手仗立二於殿上一、（中略）扇一百五十有六、三衛三百人執レ之、陳二於両箱一、

『六典』巻二十五諸衛府[42]

左右千牛衛大将軍之職掌、（中略）凡受朝之日、則領二備身左右一、昇殿而侍二一列於御座之左右一、

『旧唐書』巻四十四職官志三[43]

殿中監（中略）、凡聴レ朝、則率二其属一執二繖扇一、以列二於左右一、

『六典』巻十一殿中省

元正・冬至大朝会、則設二斧扆於正殿一、施二榻席及薫炉一、

これらの史料によれば、皇帝のいる殿上や箱（廂）には、多くの武官が立つ。また、皇帝の周囲で扇などを執るのは殿中省の男官である。殿中省は薫炉などを施設するが、『新唐書』巻二十三上に、「朝日、殿上設二（中略）薫炉・香案一、」とあって殿上に置かれたらしい。皇后の座の設置はどの史料にも見えない。[44]

殿上に立つのは武官や殿中省だけではない。更に重要なグループが存在する。『開元礼』巻九十七の中の皇帝入御の部分には、「皇帝降レ座御レ輿入二東房一、（中略）侍臣従、」とある。この「侍臣」とはどのような者のこと

であろうか。また、元日朝賀儀礼の時にはどのような位置にいたのであろうか。それをうかがえるのが次の史料である。

『唐会要』巻二十四受朝賀(45)

会昌二年四月、中書門下奏、元日御二含元殿一、百官就レ列、惟宰相及両省官、皆未レ索レ扇前、立二于檻欄之内一、及二扇開一、便侍二立御前一、三朝大慶、万拝称レ賀、惟宰相侍臣、同二介胄武夫一、竟不レ拝二至尊一而退、酌二于礼意一、似レ未レ得レ中、臣等商量、請御レ殿日、昧爽、宰相・両省官、対二班于香案前一、俟二扇開一、通事賛二両省官一再拝訖、遂升殿侍立、従レ之、

この史料によれば、会昌二年（八四二）まで、「宰相及両省官」＝「宰相侍臣」は、(46)出御した皇帝を隠す扇が開かれるまで、正殿の上の檻欄の内に立ち、皇帝の前の扇が開かれると御前に侍立したのである。会昌二年の改定の後も、扇が開かれた後に昇殿して侍立する点は変わっていない。この「宰相侍臣」が、『開元礼』に見える「侍臣」とほぼ同じ集団と思われる。そしてこの集団はまた、『六典』巻二尚書吏部に見える「供奉官」ともほぼ同意と思われるのである。『六典』によれば、この集団の構成は、侍中・中書令・左右散騎常侍・黄門侍郎・中書侍郎・諫議大夫・給事中・中書舎人・起居郎・起居舎人・通事舎人・左右補闕拾遺・御史大夫・御史中丞・侍御史・殿中侍御史であった。これらの官は、必ずしも全てが高品の官であったわけではないが、唐における中央実務官僚中、特に重要な地位にあった官であると言って良いであろう。唐の元日朝賀儀礼では、この集団が皇帝をとりまいて殿上に立っていたのである。

古瀬奈津子氏によれば、秦漢から隋唐にいたる中国の官制の変遷は、皇帝の側近であった「内朝」が、中書・門下・尚書の三省に編成されるという歴史であった。(47)「内朝」の外廷化の過程ということになる。三省の内、尚書省はやや早く外廷化し、他の二省は隋唐に至って外廷化が完成した。このように、皇帝近侍官の系譜を引く両省官が、元日朝賀儀礼で殿上に立つグループの多くを占めているのである。

さてそれでは、日本古代の元日朝賀儀礼においては、天皇をめぐる空間はどのようになっていたのであろうか。『儀式』巻六元正朝賀議の規定では、皇后・褰帳内親王・威儀命婦・執翳者（以上女性）と、殿上侍従・少納言（男性）が殿上に座を持っている。まず、唐の殿中省に当たる役割を女性が行っている。次に、殿上侍従と少

納言は位置的には唐の供奉官に当たる。殿上侍従は臨時に点定される者であるのでやや問題があるが、侍従と少納言は本来、職制律従駕稽違条や宮衛令車駕臨幸条などで、律令制本来の天皇近侍官と想定されている者達である。[48] この事実から、今本『儀式』の段階でも、次侍従や殿上人・蔵人のような後発的な天皇近侍者は元日朝賀儀礼では表現されていないことが分かる。また同じく近侍官とは言っても、唐の「供奉官」と違い、侍従・少納言だけでは、日本古代国家の中央官僚の中核とは言い難い。このことは、日本の官僚制のトップ層を構成する太政官（議政官）の本来の性格に関わることと思われるが、後述する。最後に、日本の『儀式』の規定では、大極殿上には一切武官は立たない。近衛府の陣も大極殿の階下にある。最後に付け加えると、火炉も殿上ではなく殿前に置かれる。

吉川真司氏は、天皇（大王）の宮の閤門以内を天皇と宮人だけの空間と捉えられ、男性官人とは隔てられた宮人が天皇に近侍・奉仕するのがこの空間の本来的なあり方であると論じられた。[49] 平安宮で龍尾壇上となる空間は、平城宮中央区という特異なケースを除くと、長岡宮まで閤門によって画された空間であった。この空間が「大極殿院」として成立する際には、古代天皇制の発展に伴う一つの飛躍があるとするべきであり、その排除性を古い伝統のみに原因すると考えるのは正しくあるまい。[50] しかし、日本の元日朝賀儀礼における龍尾壇上なかんずく大極殿上という空間の排除性は、吉川氏の言われるような歴史的条件を背景にせねば理解し難いものであろう。

このように日唐の元日朝賀儀礼においては、天皇の周辺の空間にも軽視できない差異が存在していたのである。しかし、かかる差異の意味するところについてはやはり憶測するしかない。まず推測できるのは、元日朝賀儀礼における天皇をめぐる空間の排除性が前代の首長制的なタブーを伝えている可能性である。これは、天皇が大王時代からのマギッシュな権威を持ち続けていたことの表れなのかも知れない。つまりここには唐と比較した際の日本の王権の原始性が表れているとも言い得る可能性がある。しかし同時に、かかる首長制的タブーは、また一面において古代国家の完成期に前代的観念をテコにして創出されたものでもあろう。ここで想起されるのが、前節で指摘した「良人共同体」の観念である。元日朝賀儀礼の中の天皇は、唐帝に比べて相対的にマギッシュな相貌をもって現れる。それは前代的な首長を思わせるが、

前述の奏賀・宣制の文言などと併せて考えると、これは単なる首長ではなく、「良人共同体」の擬制的な最高首長としての姿なのではなかろうか。[51] ただし、『儀式』の編纂された時代にこれらの観念がどこまで自覚されていたかを知るのはやはり困難ではある。

三　参加者の入場

本節では、君臣間コミュニケーションのもう一方の当事者である臣下の性格を、元日朝賀儀礼の会場への入場の次第から考える。ここでももちろん、日唐の社会構成を全般的に見ようというのではなく、元日朝賀儀礼の中における各身分の位置を見るのみである。

まず、皇太子について見てみる。『開元礼』巻九十五によると、皇太子は太極殿の東に隣接する東宮から出て承天門外の次に至る。皇帝の出御後、皇太子は太極殿庭に入り、先述のごとく西階から昇殿して奏賀をする。終わると退場する。皇太子の服については、『開元礼』巻三序例下衣服に、

皇太子、（中略）具服遠遊三梁冠、（中略）元日・冬至・朔日入朝、釈奠、則服レ之、

とあって、具服遠遊三梁冠となっている。

日本の『儀式』巻六では、皇太子は昭訓門から龍尾壇上に入り、同門の近くに設けられる幄に着す。時がくると、幄から出て大極殿の南にある版位に就く。そして、中階から昇殿して奏賀をする。奏賀が終わっても龍尾壇上から退かず、幄に復する。服は、『儀式』巻六礼服制によれば衮冕九章となっている。つまり天皇と同型で、ただ付されるシンボルの数が少ないのである。

『開元礼』と比べると、日本の『儀式』の皇太子は、天皇の空間とも言える龍尾壇上から終始出ない、中階を用いて昇殿する、天皇と同型の衮冕を服す、などの特徴があって、そのいずれもが君主により「近い」位置を示していると言えよう。しかし、その意味を一義的に論ずることはここでは慎むべきであろう。ただし、かつて弥永貞三氏が、釈奠の分析を通じて、日本の皇太子の超越性を論じられたことをも想起すれば、[52] やはりここには何らかの意味があるに相違ない。前節において、天皇が、唐帝とは異なる擬制的最高首長としての性格をもっていることを推測したが、とすれば、皇太子にもその面での後継者としての性格があったろうか。もしあったとすれば、皇太子もやはり唐とは違う権威を表すために日本独自の礼を実践したのであろうか。いわゆる群臣の奏賀に

比べればはるかに唐礼に近い次第で奏賀をする日本の皇太子ではあったが、詳細に検討すれば、やはり独自の位置にいるようである。

では次に、皇太子以外の参加者の位置を見てみよう。この点を考えるためには、参加者の入場の次第（表のハとc・i）と会場内の版位を考察するのが適当であろう。まず、『開元礼』による入場の次第を見てみよう。

①巻九十七

群官・諸親・客使集二朝堂一、皆就レ次、各服二其服一、侍中版奏請中厳、（中略）吏部・兵部・主客・戸部贊二群官・客使一俱出レ次、通事舎人各引就二朝堂前位一、又通事舎人引下四品以下及諸親・客使等応二先置一者上入就レ位、

入場者はまず、朝堂の中で服を着替える。着替えた参加者たちを、吏部（文官担当）・兵部（武官担当）・戸部（朝集使担当）・主客（蕃客担当）が引導して、朝堂を出る。ところがここから参加者を引導するのはこれらの官ではなく、通事舎人である。通事舎人は、先述した「供奉官」の一員である。つまり『開元礼』の場合、朝堂を出てからは皇帝の近侍官が参加者を導くのである。通事舎人は全員を承天門外、朝堂前の位に待機させた後、先に四品以下に相当する者を導いて、会場である太極殿庭へ入れ、版位に就かせる。

②巻九十五

通事舎人引三群官属二四品以下一次入就レ位、皇太子出レ次、舎人引二皇太子一、三師・三少導従如レ式、入立二於太極門外之東一、西面、

皇太子の入場である。皇太子は、承天門外、東朝堂の北にある次で待機している。先述したように四品以下に相当する者が入った後で、通事舎人に引かれて承天門内に入っていく。ただしこの時点ではまだ太極門内には入らず、門外に待機する。

③侍中版奏外弁一、皇帝服二衮冕一（割注略）、御レ輿以出、（中略）皇帝出レ自二西房一即二御座一、南向坐、（中略）通事舎人引二王公以下及諸客使等一、以レ次入就レ位、〔皇太子若来朝、則皇太子朝出訖、典謁引二王公以下一入、〕

皇帝が出御する。その際先述のように、「供奉官」＝「侍臣」が殿上に現れるはずである。出御後にはまず皇太子が入って奏賀をし退場する。その後で三品以上に相当する者（「王公以下」）が入るのである。これは、巻九十五にも、「皇太子既出訖、公王入朝、朝賀如二別礼一、」

とあって確かである。なお、皇太子が出た後の王公以下を引く典謁であるが、『六典』には太子右春坊の雑任としてしか見えない。やや不審の感があり、或いは中書省にもかかる官がいたのかも知れない。

次に、『開元礼』による太極殿庭内の版位を見てみよう。

巻九十五

設二皇太子位於横街南・道東一、北向

巻九十七

典儀設二文官三品以上於横街之南・道東一〔褒聖侯於二三品之下一〕、介公・酅公位於二道西一、武官三品以上於二介公・酅公之西少南一、俱毎レ等異位重行、北向、相対為レ首、設二文官四品五品位於懸東一、六品以下於二横街之南一、毎レ等異位重行、西面北上、設二諸州朝集使位一、都督刺使及三品以上東方・南方於二文官三品之東一、重行、北面西上、西方・北方於二武官三品之西一、重行、北面東上、四品以下皆分方位於二文武官当品之下一、諸州使人分方位於二朝集使之下一〔亦如レ之、設二諸親位於四品五品之南一〔皇宗親在レ東、異姓親在レ西〕、設二諸方客位一、三等以上東方・南方於二東方朝集使之東一、毎レ国異位重行、北面西上、西方・北方於二西方朝集使之西一、毎レ国異位重行、北面東上、四等以下分方位於二朝集使六品之下一、重行、毎レ等異位、

ここに見える「横街」は、よく知られる承天門外のそれではなく、太極殿庭内の東西道であろう。[53]「道」とは馳道のことであろう。「懸」は殿庭に置かれる楽器群のことである。[54]これらがいわば座標軸となって各参加者の位置が決まるのである。ここでは、参加者の中から便宜的に文武官のみをピックアップして概念図にしてみた。ただ、史料中には武官の四品以下についての記述がない。[55]しかし、朝集使四品以下は「文武官当品之下」にいるのである。[56]武官については儀仗との兼ね合いもあり、四品以下の版位は実際になかったかも知れないし、また版位は置かれてもそこには列立しなかった可能性もあるが、ここでは図に書き入れた。この図を見ればすぐに分かるが、皇帝出御前に入場する四品以下相当の者と、出御後に入る三品位上相当の者が、殿庭内の版位でも差別されている。前者は東西面、後者は北面である。

ところで、『開元礼』に言う「六品以下」とは、どこまでの範囲を指しているのであろうか。『開元礼』巻一百九朔日受朝は、文武官の六品以下の版位について巻九十七と同様に記述している。ところが同じく『開元礼』

図　『開元礼』による元日朝賀儀礼版位略図

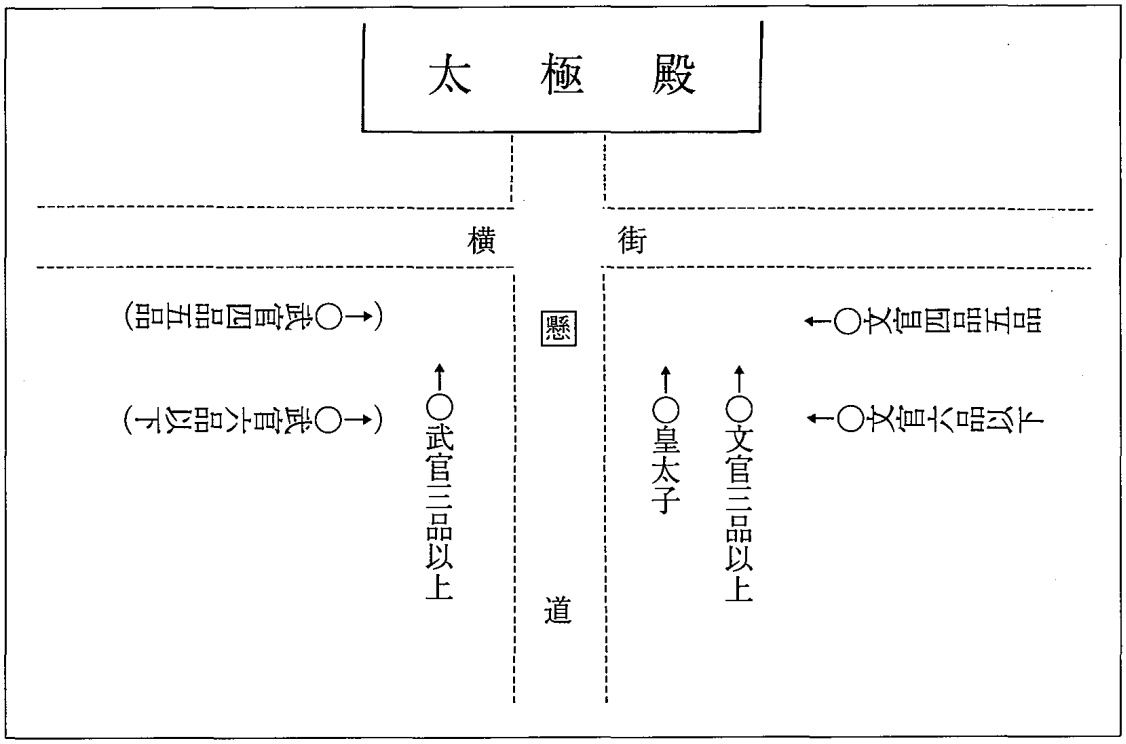

の巻三序例下雑制には、「凡京文武官一品以下九品以上朔望日朝、」とあって[57]、朔日受朝の六品以下とは、（流内）九品以上のことであると思われる。巻九十七でも巻一百九と同様な記述で何の注記もないところを見ると、やはり版位を持っていたのは流内九品以上相当の者ではなかろうか。周知の通り、唐の官僚制において正式の「官」と見なされていたのは、流内九品以上の流内官であった[58]。つまり、『開元礼』の元日朝賀儀礼の参加者は、巻九十七の編目名の通り、基本的には「群官」による朝賀なのであると思われる。尾形氏によると、古代中国においては、公事に従事する場では、「官」でない者も「君臣の礼」の中に組み込まれる[59]。しかし、『開元礼』の元日朝賀儀礼では、「私家」から出身してきた「臣」のうち、特に正式の「官」の朝賀を受けるというのが基本なのであろう。いずれにしろ、ここで表現されるのが「君臣の礼」であることは間違いあるまい。

ところが、太極殿庭には五品の下、六品の上に皇宗親・異姓親の版位が置かれるのであって、これが問題となろう。しかし、『六典』巻二尚書吏部には、

凡文武百寮之班序、（中略）文武官者、嗣王在二太子太保下一、郡王次レ之、国公在二正三品下一、郡公在二従三

品下、（以下略）

などとあって、例えば爵を有する皇親の場合は、それに応じて散在していたと思われる。また、流内九品以上の職事官に就いている皇親もその官の版位に立ったのではなかろうか。

それでは、五品の下、六品の上に置かれる諸親の版位には、誰が立ったのであろうか。このことについて、日本の礼が参考になる可能性がある。『続紀』神護景雲三年（七六九）正月辛未（二日）の朝賀儀礼では、六位の諸王が五位と六位の間に置かれている。また『延喜式』では、これは版位ではなく服制の規定だが、無位の孫王は五位、同じく三世以下は六位に准ずるとされている。[60] やや不分明な点もあるが、或る時代の日本の礼制では、六位以下の諸王は、諸臣五位・六位のあたりに準じて位置づけられていたように思われるのである。憶測であるが、或いは唐礼を参考にしたのではあるまいか。逆に言うと、唐礼において五品と六品の間に立つ皇親は、六品以下に相当する者ではなかったかと思うのである。

いささか迂遠な憶測になってしまったが、唐礼に戻ると、もし六品以下の皇親が、一般参加者の五品の下、六品の上に立つのだとすれば、六品以下に限るとはいえ、ここでは皇親が優遇されているわけで、「君臣の礼」というよりは「私家」の論理が出ているようにも見える。しかし、高品の皇親達に対する扱いなどを見ても分かるように、基本的には「君臣の礼」であろう。仮に皇帝の私的な「家」の成員による、いわば宗主への拝賀という要素がなかったとは言えないとしても、それは副次的な役割しか果たしていないと言えるのではないかと思う。

以上を総じて言うと、『開元礼』の元日朝賀儀礼では、まず四品以下に相当する者が先に太極殿庭に入って皇帝と「供奉官」を迎える。この段階で太極殿庭には、皇帝、それを囲む「供奉官」、左右に列立する四品以下の官達という状態が既に整えられていることになる。その上で、皇太子と、三品以上に相当する官（王公以下）の朝賀を別々に迎えることになる。『開元礼』の元日朝賀儀礼における君臣間コミュニケーションの一方の当事者は、各々の官職・品階などの性質や格付けに応じてばらばらに朝して来て、皇帝に対し「君臣の礼」を表現する「群官」であったと言い得よう。

では次に、日本の『儀式』における皇太子以外の参加者について見てみよう。『儀式』巻六によると、六位以下の者（刀禰）は朱雀門外、四位五位は朝集院の庭、三

位以上と四位参議、奏賀・奏瑞者は朝集堂に待機して入場を待つ。やがて「召二刀禰一鼓」が鳴る。その時点から後について、以下『儀式』を引用しつつ詳述する。

①皇太子始著二幄下座一、参議以上依レ次降レ堂、就レ列而立、諸仗及内舎人・伴・佐伯両氏共立、〔下亦同レ之、〕皇太子は昭訓門内（龍尾壇上）にある幄の下の座に就く。ただし、この時点ではあくまでも座に着しただけで、版位に就くのは一番最後である。朝集堂で待機していた参議以上（実際には非参議の三位以上もいる）が堂から降り、会昌門内の朝堂院へ入っていく。

②省掌二人趨進、互称三大夫等応二参進一、各一声、五位以上依レ次、自二会昌門東西戸一参入、録二人立二門外一、互称二容止一、五位以上立定、

朝集院の庭で待機していた四位五位（ここでは大夫等と呼ばれている）が、式部省の省掌・録の指導の下、朝堂院に参入して版位に就く。

③在二朱雀門外一、式部録率二六位已下刀禰一、左右相分、入レ自二同門外一、（割注略）省掌行且称二容止一、以レ次就レ位、

朱雀門外に待機する六位以下（ここでは刀禰と呼ばれている）は、式部省の録・省掌の指導の下、朱雀門から応天門・会昌門を通って、朝堂院に入り、版位に就く。その際に、隼人の犬吠があると思われる。『儀式』では、

隼人司官人二人・史生二人率二大衣二人・番上隼人卅人・今来隼人廿人・白丁隼人一百卅二人一、分陣二応天門外之左右一、並執二楯・槍一坐二胡床一、

と規定し、『延喜式』隼人司では、

凡元日（中略）、群官初入自二胡床一起、今来隼人発二吠声一三節、〔蕃客入朝、不レ在二吠限一、〕

と規定している。群官が参入する際に犬吠が行われるのであるが、隼人がいる会昌門前を通って参入するのは六位以下の者だけである。

ところで『儀式』では、参加者を導くのは終始式部省である[61]。版位を設置するのも、朝廷は式部省、龍尾壇上は中務省である（『開元礼』では殿庭全て中書省の典儀）ことを考えると、やはり天皇の空間は龍尾壇上であって、朝廷は臣下の空間とも言えよう[62]。つまり、皇帝の空間の中に参加者を引き入れる『開元礼』の元日朝賀儀礼とは違って、『儀式』では、天皇の空間の前に参加者が結集するのであると言える。

④親王入レ自二顕親門一、〔若有二蕃客一者、治部・玄蕃相次引レ客、入レ自二会昌門一、〕就レ位、（中略）于レ時東宮謁

者引二皇太子一出レ幄、（中略）就レ位、

他の三位以上と共に朝集堂で待機していたはずの親王は、恐らく一旦朝堂院の西の外に出て、西腋門の顕親門から入る。蕃客がいれば、治部・玄蕃の指導の下、会昌門から入る。最後に皇太子が、①で述べた幄から出て版位に就く。こうして参加者全員が朝堂院に参集した後に、ここでは史料は省くが、天皇の出御となることになっている。

朝堂院に入場した後の版位の位置については『儀式』ではどうなっているであろうか。その有り様は、先学によって既に図解もされている[63]。それらを参照すると、左右二列に分かれつつも全員が北面して原則的には位階順（右列は親王以下無位まで、左列は太政大臣以下無位まで）に並んでいる[64]。これは『開元礼』とは違って参加者が一時に入場するということに対応している。先に述べたように、待機の場所では三位以上／四位五位／六位以下を『開元礼』よりも差別しているのに、一旦朝堂院に入場すると、参加者の一体性が強調されるようになると思える。浅野充氏は、大門内という空間は、皇親・貴族・下級官人に至る朝堂を持つ人々の擬制的な共同体と、その首長たる天皇との首長制的構造が体現される場であるとされた[65]。『儀式』の元日朝賀儀礼において、朝堂院に列立する参加者の、『開元礼』のそれと比較したときに目立ってくる一体性は、浅野氏の論を想起させる。先述したように、奏賀・宣制の文言では、天皇とコミュニケーションするのは「良人共同体」なのであるが、実際に朝堂院に入るのは官人達なのである。しかし、この官人集団もまた、唐と比較すると、一体的な性格をあらわにしてくる[66]。平安時代にはこの観念が形骸化してしまったことも考えられるが[67]、それでも儀礼の中には形式的に生き残ったのであろうか。

目を転じると、皇親に対する特別な待遇は『開元礼』に比べると独特のものである。親王は単独でカテゴライズされて右列の筆頭にいる。諸王について言うと、諸王の四位五位が諸臣の四位五位と分けられて上置されている。しかし、日本の元日朝賀儀礼において天皇の「家」の秩序が強調されているとは言い難い。むしろ、「親王等・王等・臣等」という、「良人共同体」内の独特の身分分節の表現ととるべきであろう[68]。

特別待遇というと、もう一つ目につくのは太政官（議政官）の位置である。すなわち、同じ三位以上でも、非参議（右列）と太政官（左列）では列が分けられている。

とは言え、いずれにしろ議政官が龍尾壇下で北面していることは確かである。彼らは、『開元礼』における侍臣（供奉官）とは対照的な位置におり、むしろ唐の王公達の位置に近い。日本の太政官の性格については論争が続けられているが[69]、少なくとも唐の体制と比べて貴族制的要素が相対的に強いことは認められるのではないだろうか。もちろん、このことも時代によって変遷していくのであり[70]、平安時代にどこまで自覚されていたかは分からないが、『儀式』の元日朝賀儀礼における議政官の位置は、天皇に近侍せず相対して立つという点において、右のような性格を想起させるとも言える。と同時に、議政官をも大門内の擬制的共同体、ひいては「良人共同体」の一員とするという観念の表れともとれる。この二つの要素は必ずしも矛盾するものでもなかろう。

最後に、無位の版位の存在について述べる。この場合の無位は一般の公民ないし百姓を指すとは考えられず、原則として無位の官人のことと思われる。無位の参加は『儀式』の元日朝賀儀礼の特徴である。しかし、『内裏儀式』・『内裏式』では、「五位以下」と一括されてしまっているので下がどこまでか分からない。また、日本の儀制令でも朔日に朝するのは初位以上であり[71]、元日朝賀儀礼においても、無位の版位が置かれるのは後の時代になってからであるようにも思える。事実、『日本後紀』延暦十八年正月丙午朔には、その日の元日朝賀儀礼の参加者が「文武官九品以上蕃客等」と記されているのである。「九品以上」なる文言が蕃客にかかるのは不自然で、文武官の初位以上を意味しているのであろう。

ただ、延暦十八年には日本独特の四拝を再拝に替えたり、拍手を止めたりしている。これらは渤海使の参加を意識しての措置であった[72]。「九品以上」という表記もことさらに唐風を意識しているようであって、果たして実際に無位の参加がなかったのか疑問もなくはない。無位の参加がなかったとしても、蕃客を意識してのこの時だけの特例とも考えられる。また、周知のように日本衣服令では無位の「朝廷公事」の服として制服が規定されている[73]。更に、『令集解』巻二十八儀制令版位条では、「凡版位、皇太子以下各方七寸、」という令文に、「朱云、版位皇太子以下、謂広至二凡人一者、未知、此元日時云欤、答、然也、」と注されており、「凡人」というのは、ここで版位が問題となっている以上、恐らく無位の者を指していると思われるので、平安初期には無位の参加があったようにも思われるのである。

以上のように、一見相反する史料が存在するので不分明な点が多いが、本稿では、全官人と天皇との人格的関係の確認が元日朝賀儀礼の目的の一つと考えるので、無位の官人の参加は八世紀以来あったと考えたい。仮にこれが正しいとすると、官人集団の擬制的共同体としての一体性が無位の排除を許さなかったのかもしれない。

総じて言うと、日本の『儀式』の元日朝賀儀礼の参加者は、奏賀・宣制の文言上は、「良人共同体」と呼ぶことのできる集団であるが、実際に朝堂院に集まるのは官人であった。しかしこの官人集団の、元日朝賀儀礼における位置や動きを見ると、『開元礼』に出てくる「官」とは異なって、会場内では一体性が強く、擬制的な共同体としての性格を思わせる。「良人共同体」イデオロギー自体がそうであったように、この擬制的共同体も日本の古代天皇制国家の首長制的構造に規定されて生み出されたと考えられる。従って、朝堂院に参入するのが原則的に官人であったとしても、それは、前節までの考察で析出された、「良人共同体」と天皇とのコミュニケーションと矛盾するものではない。もちろん、無位をも含む官人集団が一般百姓に対して支配層として対していたことは無視できない。(74) また、従来元日朝賀儀礼が官僚制を象徴する儀礼として位置づけられることが多かったのも一面もっともなのであって、百姓の存在は朝堂院の中では奏賀・宣制の文言の中にしかないから、この文言が形骸化してしまえば、元日朝賀儀礼は実質的に官人達の儀礼と自覚されるのではなかろうか。そしてこのことが或いは、「良人共同体」幻想の衰退後のこの儀礼の機能を考える際には重要になろうか。いずれにしろ、『儀式』編纂時に「良人共同体」や一体的な官人集団という観念が健在であったかかなり疑わしいが、儀礼の中に唐礼との相違として残っていることは間違いあるまい。(75)

こうして一体性が強調された集団との対比においては、蕃客や隼人の位置が問題になる。『儀式』の奏賀・宣制の文言からは賤身分や蕃客・夷狄が疎外されている。入場においても、『開元礼』では、客使と他の参加者はその身分に応じて共に入るのに、『儀式』では蕃客だけ別に最後に入るのである。また蕃客の版位も他と列を分けられて臣五位に平行して立てられる。『開元礼』の客使が王公として三品以上と共にいることもあるのとは対照的である。隼人は、生まれながらの出自によって独特の奉仕をせねばならない。(76) 犬吠が蕃客入朝時に止められるのはその独自性ないし後進性を国家も自覚していた表れ

であろう。元日朝賀儀礼における賤身分などに対する排除は唐でも同じだったであろう[77]。しかし蕃客に対する扱いに限って言うと、『儀式』の方が他との区別を強調している。官人集団や良身分が『開元礼』よりも強い一体性を示しているのとは対照的である。

吉村武彦氏は、先述の尾形氏による「家」と「君臣」の世界、「王土王臣制」と対照させつつ、日本古代国家の「王土王民制」なる概念を提唱された[78]。「官」として出身した「臣」の儀礼が基本である唐の元日朝賀儀礼と比べると、観念的には百姓（公民）をも含む集団の儀礼である日本のそれは、確かに「王土王民制」の儀礼と言うにふさわしくも思えるのである。

四　奏瑞・奏表

前節までは奏賀・宣制をめぐって論じてきたが、本節では奏瑞など（表のトと1）を比較する。

『開元礼』巻九十七の奏瑞は次のように行われる。四品以下に相当する者が入場しようとする頃、給事中（門下省・正五品上）が祥瑞案を持った令史と共に左延明門に待機する。給事中は、皇帝出御時には、恐らく令史を残して太極殿に昇殿してしまうであろう。先述の「供奉官」であるからである。その後、皇太子が入退場し、三品以上が入場して上公の奏賀が始まると、奏瑞の動きも始まる。上公が入場する頃、給事中は太極殿を降りて左延明門から太極殿東階の下まで祥瑞案を導く。上公が奏賀をするために版位を出て太極殿に向かい始めると、黄門侍郎（門下省・正四品上、供奉官）が太極殿を降りて階下に立つ。上公が西階から太極殿に昇り始めると、それに次いで、黄門侍郎が祥瑞の奏文を取って昇殿する。やがて奏賀が終わり、後述の奏表が終わると、黄門侍郎が御座の前に跪いて奏瑞を行う。

一方、日本の『儀式』巻六の奏瑞は次のようである。奏賀者同様臨時に点定される奏瑞者は、奏賀と共に龍尾壇上に昇る。奏賀が終わると、同様に太極殿の下から立って奏瑞をする。

このように両者の礼は全く異なっている。しかし、それではこの違いは、先の奏賀のように、日本の奏瑞が「良人共同体」からのものであるために生じてくるのかというと、そうも断じ得ない。なぜなら奏瑞の冒頭は、「治郎卿位姓名等申止、其官位姓名等我所レ申其物、（以下略）」となっており、少なくとも形式上は集団の名は出てこないからである。福原栄太郎氏によれば、日本で元

日朝賀儀礼と奏瑞とが不可分の関係になったのは霊亀元年（七一五）頃という。[79] つまり奏瑞は、元日朝賀儀礼そのものから見れば後から付加されたのである。或いはその時に奏賀者と共に動くように、しかし文言には唐礼を取り入れて行うことになったのであろうか。奏瑞の礼のこの違いにはもっと意味があるのかも知れないが、今のところは不詳とせざるを得ない。

次ぎに奏表について述べる。『開元礼』巻九十七によると、奏表は奏瑞と共にまた同形式で、ただしこちらは右延明門から中書侍郎（正四品上、供奉官）と中書令（正三品、供奉官）によって行われる。奏表は、『六典』巻四尚書礼部に、

凡元正・若皇帝加二元服一・皇太后加号・皇后皇太子初立、天下諸州刺使、若京官五品已上在レ外者、並奉二表疏一賀、皆礼部整比、送二中書一総奏レ之、

とあるように、[80] 在外の「官」も、官である限り皇帝の「君臣の礼」の中にいることを表す儀礼であったのであろう。ただし、在外の官の全てが表を奉るのではなく、諸州刺使と京官五品以上に限定しているようである。

日本の『儀式』巻六にはこのような儀礼がない。儀制令にもない。しかし日本儀制令には元日国司条がある。この条によると、元日に国司は、僚属や軍事などを率いて「庁」に向かって朝拝するのであるが、[81] この「庁」はこの場合、姿見えぬ天皇の象徴であろう。[82]

『開元礼』の場合、諸州から朝集使（『六典』巻三尚書戸部によると原則として都督刺使及び上佐、辺要州は他官）が入朝する上に、賀表が奏されるのに比べると、日本のやり方はいかにも地方分散的に見えよう。しかし考えてみると、『開元礼』では結局、州のトップと京官が中央での儀礼に組み込まれているのに過ぎないのである。日本の場合には、在地の人間である郡司までが身体行動を伴う儀礼に参加させられている。国司が在地に残っているのも、見方を変えれば、郡司らの拝朝を監督するという目的もあったようにも思えるのである。憶測すれば、在地において郡司が拝礼を受ける立場になることを防いでいるようにも思える。と同時に、郡司にも官人の一員としての一体感を持たせようとしているとも思える。おおよそ儀礼に参加する者は一方的な威圧感を受けるばかりではなく、国家秩序に対する参加を体感し、その秩序を自らの中に内面化することもある。その一方だけを取り出すのは正しくあるまい。威圧し、同時に「感動」させながら、最終的には秩序を維持するのが国家儀礼の目

的であろう。また、この二重性を最も端的に表出しているのが郡司の儀礼における位置とも言えようか。いずれにしろ、国郡を媒介としながら地方を支配する国家の儀礼として国庁での朝拝が存在していたことが重要であり、しかもそうした儀礼が唐になかったらしいことが重要であろう。地方の人民にまで直接的な身体行動を介して君主を拝ませようという姿勢は、日本の方が強いと思われる[83]。「官」の儀礼である唐の元日朝賀儀礼に対して「良人共同体」の儀礼であるという日本の元日朝賀儀礼の観念的・本来的な特質の延長線上でこのことを捉えることもできるのではないだろうか。郡司の性格自体についても多くの議論があり、郡司とて官人であるともいえるが、在地の共同体関係を総括していたとも言われる[84]郡司層を儀礼に取り込んでいる意味は大きい。

五　貢物儀礼

本節では貢物儀礼（表のm）について考察する。

『開元礼』巻九十七に規定する貢物儀礼は概略次のように行われる。諸州・諸蕃の貢物は、太極門や朝堂前に陳列されたり、手に持てる物は蕃客自身が持って入場したりして誇示される。奏瑞の後、戸部尚書が諸州貢物を、礼部尚書が諸蕃貢物をそれぞれ所司に付すことを皇帝に請う。各々について、侍中を通じて勅許が出る。すると、太府が諸州・諸蕃の貢物を帰仁・納義両門から運び出す。貢物を手に持つ蕃客はこれに従う。このような貢物儀礼は『儀式』の元日朝賀儀礼にはない。ただ実例では、『続紀』の霊亀元年（七一五）正月甲申条に、「陸奥出羽蝦夷并南島奄美、夜久、度感、信覚、球美等」が「方物」を献じたとあるが、他には見えない。

唐の元日朝賀儀礼における諸州貢物については、唐賦役令に条文があったらしい[85]。また、この貢物を朝集使が持ち来たって元日朝賀儀礼において陳列することは『六典』にも見える[86]。

養老賦役令諸国貢献物条は、右の唐令を母法にしている。ただし、改変がされており、その改変の内容自体多くの問題を含む[87]。しかし本稿で注目したいのは、養老令の「諸国貢献物」が大宝令では「朝集使貢献物」であったらしいことである。つまり大宝令段階では、諸国からの貢献物は唐における諸州からの貢献物のように、朝集使との関係を規定されていた。諸国貢献物条集解所引古記は、令文に挙げられた貢献物の品目中の「服食」に注して、「又云、服食謂二雑食物一也、貢二冬至御贄一耳、」と

言う。また、考課令集解所引古記では、「問、考文附レ朝集使一、此使所レ掌何、」という問いに対し、「答、為レ供二奉冬至一会集使、」とある。すなわち、大宝令ないし古記の「世界」では、朝集使は冬至に会集する使であり、彼らの貢献物の内、「服食」は冬至御贄になるのである。その実例である可能性もある記事も『続紀』に存在する。[89] これらは既に先学が指摘されていることであるが、[90] 本稿の関心から言うと、なぜ元日ではなくて冬至なのか、であろう。「服食」などの貢献物は、大化前代の国造と深い関わりを持つ郡稲を対価に交易進上することによって、大化前代の二へ貢納の遺制を継承しようとする形態を持つという。[91] とすればここで、岡田精司氏の言われる「ニヒナメ＝オスクニ儀礼」[92]を想起するのは唐突ではあるまい。もちろん、大化前代の儀礼が律令国家における冬至ないし新嘗の祭儀へ発展していった過程には、多くの曲折や変質、飛躍が予想されよう。しかし、国造などによる冬至前後の食物貢献の伝統があったために、元日の諸州貢物という唐の時間秩序[93]が取り入れられなかったのかも知れない。もちろん、今本『儀式』の編纂時には、朝集使による冬至の供献などは恐らくとうになくなっていたであろうが、[94] だからといって元日朝賀儀礼に貢物儀礼が取り入れられたことはついになかったようである。

食物供献という地方からの服属儀礼をめぐる時間秩序が、日本では本来冬至前後[95]をピークとしていたらしいということは、日本の天皇の即位の後になぜ大嘗祭が必要であったのかという問題を解く一つの鍵とも思われるが、ここで詳論する余裕はない。後考を俟つ。

次に諸蕃からの貢物について考える。田島公氏によると、日本では、弘仁十三年（八二二）を最後に元日朝賀儀礼への蕃客参加自体がなくなっている。[96] しかし『儀式』のテクストはなお蕃客参加等の規定を持つし、また、まだ蕃客が実際参加している時期の編纂であろう『内裏儀式』や『内裏式』では、[97] 蕃客参加時の規定はあっても貢物儀礼はない。田島氏によると、実例を見ても、元日朝賀儀礼に蕃客が参加した場合、その信物は元日の二、三日後に進められている。[98] 元日朝賀儀礼における諸蕃ないし夷狄からの貢物に類するような記事は、先述の霊亀元年（七一五）しかない。しかしこれも、新羅や渤海からの進物と同様に考えることはできまい。日本ではなぜ元日の二、三日後に諸蕃からの貢物儀礼があるのかは不詳であるが、ここでも日本独自の時間秩序[99]によって唐礼の輸入が妨げられているのであろうか。

六　まとめ

本稿の課題は、日本古代国家の構造が唐のそれと同一ではない以上、国家の実践たる元日朝賀儀礼にも差異が生ずるはずであり、とすればその具体的様相はどうなっているのかをいささかなりとも考えてみることであった。その結果をまとめてみたい。

『開元礼』に規定する唐の元日朝賀儀礼は、皇帝と「官」との「君臣の礼」を確認する儀礼であったと思われる。ただし皇帝の私的な「家」の存在だけは影を落としているが、全体としては「君臣の礼」が優先されていると考えたい。それぞれの官は、侍臣（供奉官）、三品以上など（王公以下）、四品以下など、という三つの身分に大きく分節されており、それに応じて別々の時点に皇帝の空間中に入朝した。皇帝はこの「君臣の礼」の頂点にいた。

一方、日本の元日朝賀儀礼の本来の観念は、天皇と「良人共同体」との間の、仲介者（奏賀者）を立ててのコミュニケーションを行う儀礼であったと思われる。ただし、現実問題として「良人共同体」の成員全員は参加できない。『儀式』では、朝堂院に実際にいるのは親王から無位（の官人）まで、つまり、「親王等・王等・臣等・百官人等」までであると思われる。しかし、彼らは唐とは違って天皇の空間前に一時に集結するのであり、全員が北面している。つまり彼らは、「良人共同体」のいわば「部分集合」として、そして天皇との人格的な結合に支えられた官人秩序を構成する者として、一体性を強く持っているのであると言える。しかしこの一体性はもちろん創られたものであり、現に朝堂院に入る前の待機の場では、三位以上、四位五位、六位以下という三つの身分の間ではっきりと差別をしている。また、原則としてこの一体性から排除されている蕃客に対する扱いは、唐よりも区別的であると言える。天皇は、こうした擬制的な共同体（「良人共同体」、またはその一部としての朝堂院内の一体性の強い集団）の擬制的な首長としての性格を、律令官人秩序の頂点、及び矮小化された中華帝国の君主としての相貌と合わせ持つことになろう。そのために、唐の皇帝に比べると前代的な首長制的タブーを思わせる排除的な空間にいたのであろうと思われる。

以上で本稿の課題は一応果たされたように思うが、はじめに述べたことを再確認しておくと、右のように析出されたのはあくまでも、元日朝賀儀礼が示そうとしてい

た観念的秩序を、諸分野の研究を通じて蓄積されてきた知見を適用して推測した結果に過ぎない。この結果を日本古代国家の秩序として全般的・超歴史的に考えることはできない。本稿で残された問題も多い。『儀式』の元日朝賀儀礼を『開元礼』と比べつつ解釈していくと、実際の『儀式』編纂時よりはかなり古い、八世紀段階のイデオロギーに近い意味がどうしても析出されてきてしまう。『儀式』の礼が細かいところまでほぼ遡れるのは『内裏儀式』・『内裏式』であるが、これらの儀式書の編纂された時期にさえ、例えば「良人共同体」幻想が十全に機能していたかは分からない。しかしこのことも、元日朝賀儀礼が完備されたのは八世紀初頭であるという通説[100]からすれば別段不思議ではなく、国家を支えるイデオロギーが時代と共に変容しても儀礼の中には残っている例として大過あるまい。しかし、そうであったとしても、元日朝賀儀礼が九・十世紀を通じて変質しつつも残存した以上、儀礼形式の残存とそれをめぐる国家イデオロギーの変容との関係を問わねばなるまい。元日朝賀儀礼の通時的概観については既に優れた研究もあるが[101]、本稿の結果を前提にいずれ再検討したい。朝鮮や中国の隋唐以前の元日朝賀儀礼についても検討が必要であろう[102]。今は紙幅が尽きた。特に中国史関係の基本的誤りが少なくないと思う。諸賢の御叱正をお願いして擱筆する。（一九九一年六月三十一日稿了）

注

（1）朝賀という言葉は、元日の儀礼にのみ用いられるものではない。従って本稿では、以下は元日の朝賀を「元日朝賀儀礼」と呼称する。

（2）延喜左近衛式大儀条など。

（3）倉林正次『饗宴の研究』儀礼編（桜楓社、一九六五年）、山中裕『平安朝の年中行事』（塙書房、一九七二年）、新海一「貞観儀式元正朝賀儀管説—唐礼との比較研究上の二、三の問題—」（『国学院大学漢文学会々報』一八、一九七三年）、所功「朝賀儀式文の成立」（『平安朝儀式書成立史の研究』国書刊行会、一九八五年所収）、楊永良「元正朝賀儀における諸問題—その法的意義—」（『明治大学大学院紀要』二〇—一、一九八二年）和田萃「タカミクラ—朝賀・即位儀をめぐって」（『日本政治社会史研究』上、塙書房、一九八四年）、古瀬奈津子「平安時代の儀式と天皇」（『歴史学研究』五六〇、一九八六年）。なお、倉林氏の著作はまさに大作であって、本稿で論ずる日唐の差異についても、事実関係自体は既に触れられていることもある。そのいちいちを注する余裕がなかったことをお断りし、御海容を乞う。

（4）例えば石上英一氏は、「唐律令法は恐らく古代法ではなく、アジア的な封建法の一種であろう。それを利用し

て（継受して）、古代法を表出させたのが、日本の律令法の編纂であった。」と述べられている。（石上英一「律令制と天皇」『現代のエスプリ別冊天皇制の原像』至文堂、一九八六年。同「古代東アジア地域と日本」『日本の社会史』一、岩波書店、一九八七年の第四節にも同様の記述がある。）このように、日本古代国家は、国家としての発展的段階の落差がありながら、唐の制度を自らに有用なものに改変して利用したのであると思われる。

（5）今本『儀式』は、言うまでもなく『貞観儀式』に比定するのが定説だが、異論もある（石塚一石「三代儀式の成立について」『日本上古史研究』七―二、一九六一年、武光誠「『儀式』の選定とその伝来」『古代文化』三〇―六、一九七八年）。本稿では定説に従うが、仮に今本『儀式』が『貞観儀式』でなくとも本稿の結論に変更の要はなかろうと思う。

（6）所、前掲（3）論文。

（7）実例では、開元年間の元日朝賀儀礼はほとんど大明宮含元殿で行われている（唐の元日朝賀儀礼の実例についての最も詳細な史料は、『冊府元亀』巻一百七・一百八帝王部朝会一・二であるので参照のこと）。太極宮の構造の大要については、平岡武夫編『唐代研究のしおり第七長安と洛陽地図』に収められた諸図を参照。長安についての研究書は多いが、宮城についてのものを挙げておく。佐藤武敏「唐長安の宮城について」（『江上波夫教授古希記念論集考古・美術編』山川出版社、一九八六年）。また、古典的な著作であるが、徐松『唐両京城坊考』（最も新しい刊本は、中国古代都城史料選刊本、中華書局、一九八五年）も参照されたい。

（8）和田、前掲（3）論文。

（9）池上嘉彦『記号論への招待』（岩波書店、一九八四年）。

（10）『開元礼』の引用は、『大唐開元礼附大唐郊祀録』（汲古書院、一九七二年）による。なお、『開元礼』については、同書に付された池田温氏の「大唐開元礼解説」などを参照。

（11）巻九十五では「制」、巻九十七では「詔」となっているが、これについては、中村裕一『唐代制勅研究』（汲古書院、一九九一年）第一章「制書」第一節「詔と制」三「詔と制の混用」を参照。制勅一般についても同書を参照されたい。

（12）『儀式』の引用は、神道大系本による。割注は〔　〕で表す。以下、同じ。

（13）『儀式』は皇太子謁者について、「以二坊大夫一為二謁者一」とする。

（14）『儀式』によると殿上侍従は、「三位二人、或親王為レ之、四位二人、並左右各一人」となっており、十二月十三日に大臣が点定、即日奏聞される。

（15）龍尾壇上の版位については、裏松固禅『大内裏図考証』巻三之上、「弘仁内裏式及延喜兵庫寮式北山抄朝賀殿庭御装束図」（増訂故実叢書本一四二頁）、井上充夫『日本建築の空間』（鹿島出版会、一九六九年）図Ⅲ―3「平安宮朝堂院元正朝賀儀復元プラン」を参照。

（16）もちろん実際には、奏賀者と天皇のあいだにはかなり

の距離があって、勅が直接耳に達したかどうかは疑問である。事実、『北山抄』巻三朝拝には、「御座遠僻、綸旨難レ聞、仍就レ位後、暗二案詔文一、計レ程称唯、云々、」とある（増訂故実叢書本、訓点は藤森が付した）。しかし言うまでもなくここでは、儀礼の形式上両者の間に介在者がいないことが重要なのである。

(17) 尾形勇『中国古代の「家」と国家』（岩波書店、一九七九年）第二章「自称形式より見たる君臣関係」、第三章「「臣某」の意義と君臣関係」。

(18) 石母田正「古代の身分秩序」（『日本古代国家論』第一部、岩波書店、一九七三年所収、後に『石母田著作集』四、岩波書店、一九八九年）に再録。

(19) 『内裏式』下巻任官式、『儀式』巻五譲国儀、立皇后儀、立皇太子儀、巻八内裏任官儀。

(20) 『内裏儀式』元正受群臣朝賀式并会、『内裏式』上巻元正受群臣朝賀式并会。

(21) 伊藤循「日本古代における身分と土地所有」（『歴史学研究』五三四、一九八四年）、大町健『日本古代国家と在地首長制』終章「律令国家論ノート」第三節（校倉書房、一九八六年）。なお、百姓・公民など日本古代身分制の研究史については、神野清一「古代の身分・差別・女性をめぐって」、吉村武彦「古代は奴隷制社会か」（以上『争点日本の歴史』三、新人物往来社、一九九一年）、佐々木恵介「律令下の公民について」（『論争日本古代史』河出書房新社、一九九一年）を参照。唐の身分制研究については、堀敏一『中国古代の身分制―良と賤―』（汲古書院、一九八七年）、序章「日本における中国古代身分制研究の動向と本書の構成」を参照。

(22) 野田嶺志「九世紀における農民支配の変質―「公民」から平民百姓へ―」（『赤松俊秀教授退官記念国史論集』赤松俊秀教授退官記念事業会、一九七二年）。

(23) 大平聡「奈良時代の詔書と宣命」（『奈良平安時代史論集』上、吉川弘文館、一九八四年）、大町健前掲（21）著作三二五～三二九頁、佐々木恵介前掲（21）論文、など。佐々木論文は、奏賀・宣制でのオホミタカラが、「百姓」表記になっていることについて、「若干気になるが、宣命が本来「宣る」ものであるとすれば、「オホミタカラ」としての共通性を重視すべきだと思う」と述べられている。なお、「良人共同体」の語は直接用いられていないが、小林敏男「宣命と天皇制」（『古代文化』三一―三、一九七九年）も参照。早くは、喜田新六『令制下における君臣上下の秩序について』第二章「宣命の性格について」（皇学館大学出版部、一九七二年、初出は一九五五年）も、先駆的な内容を含む。

(24) 大平聡「天平期の国家と王権」（『歴史学研究』五八九、一九八九年）。

(25) 早川庄八「律令国家・王朝国家における天皇」（『日本の社会史』三、岩波書店、一九八七年）参照。

(26) 吉村武彦「仕奉と貢納」（『日本の社会史』四、岩波書店、一九八六年）参照。佐々木恵介前掲（21）論文でも、奏賀・宣制を通して、天皇に奉仕する存在としてのオホミタカラに触れておられる。なお、倉林正次氏も前掲

（3）著作中で、奏賀の文言は必ずしも唐の翻訳とは決められないと述べておられる。

（27）尾形勇前掲（17）著作一二〇～一二一頁。

（28）尾形勇前掲（17）著作一三六～一三七頁によると、「不称臣不称名」は、「不臣の礼（賓客の礼）」である。

（29）『続日本紀』（以下、『続紀』）霊亀元年（七一五）正月甲申条・同癸巳条。

（30）荒木敏夫『日本古代の皇太子』（吉川弘文館、一九八五年）、大平聡前掲（24）報告。

（31）『続紀』養老三年（七一九）正月辛卯条では、藤原武智麻呂と多治比県守が、皇太子を賛引している。『儀式』の皇太子謁者と同じ役割をしたとすれば（ただし『儀式』の皇太子謁者は一人）、或いは皇太子奏賀があったことを示すか。

（32）武田佐知子「日本衣服令の成立―唐礼の継受をめぐって―」「日本衣服令の特質」（『古代国家の形成と衣服制―袴と貫頭衣―』吉川弘文館、一九八四年）。

（33）『中国美術全集』絵画編一隋唐五代絵画（人民美術出版社、一九八四年）の一〇・一一頁を参照。この絵や唐の服制については、原田淑人『唐代の服飾』（東洋文庫、一九七〇年）、杉本正年『東洋服装史論攷中世編』（文化出版局、一九八四年）などを参照。武田佐知子「中国の衣服制と冠位十二階―五行思想と服色―」（前掲（32）著作所収）も示唆に富む。

（34）日野西資孝編『日本の美術二六服飾』口絵のカラー写真を参照。

（35）『土右記』の引用は続史料大成本による。訓点は藤森が付した。

（36）礼冠残欠については、栗原治夫「正倉院蔵礼冠と国家珍宝帳」（『書陵部紀要』二一、一九六九年）、和田軍一「正倉院蔵礼服礼冠目録断簡考」（『日本歴史』二七九、一九七一年）、関根真隆『奈良朝服飾の研究』本文編第5章冠帽類及び頭部装飾（吉川弘文館、一九七四年）などを参照。

（37）関根真隆前掲（36）著作。

（38）前掲（36）諸論考を参照。

（39）前掲（36）諸論考。

（40）『続紀』天平四年（七三二）正月乙巳条。

（41）『新唐書』の引用は中華書局標点本による。ただし、句読点・コンマなどは本稿の形式に合わせて改変し、訓点は藤森が付した。

（42）『六典』の引用は『大唐六典』（広池学園事業部、一九七三年）による。この本については、巻頭の内田智雄氏の改題や山根幸夫氏の書評（『東洋学報』五六―一、一九七四年）を参照。

（43）『旧唐書』の引用は中華書局標点本による。句読点・訓点については『新唐書』と同様に処理した。

（44）この点については、坂本太郎「儀式と唐礼」（『日本古代史の基礎的研究』下、東京大学出版会、一九六四年所収、後に『坂本太郎著作集』七、吉川弘文館、一九八九年に再録）、楊永良前掲（3）論文などが論じられており、日本の皇后の地位の高さが示されているとされている。

(45) 『唐会要』の引用は商務省印書局叢書大成初編本による。句読点・訓点については『新唐書』・『旧唐書』と同様に処理した。

(46) 唐の宰相については、築山治三郎『唐代政治制度の研究』(創元社、一九六七年)第一章「中央官僚と宰相」などを参照。

(47) 古瀬奈津子「中国の「内廷」と「外廷」—日本古代史における内廷外廷概念再検討のために—」(『東洋文化』六八、一九八八年)。

(48) 古瀬奈津子「昇殿制の成立」(『日本古代の政治と文化』吉川弘文館、一九八七年)参照。

(49) 吉川真司「律令国家の女官」(『日本女性生活史』一、東京大学出版会、一九九〇年)。

(50) 浅野充「古代天皇制の成立と宮都の門」(『日本史研究』三三八、一九九〇年)などを参照。

(51) 浅野充前掲(50)論文は、宮都の分析から同様の結論に達せられている。

(52) 弥永貞三「古代の釈奠について」(『続日本古代史論集』下、吉川弘文館、一九七二年、後に『日本古代の政治と史料』高科書店、一九八九年に再録)。

(53) 徐松前掲(7)著作、巻一西京宮城は、「左右延明門」に注して、「開元礼朔日受朝儀、(中略)典儀設二官位於横街之南一、蓋延明相向、中為二東西横街一也」と述べている(引用は中国古代都城史料選刊本による。句読点・訓点の処理は『新唐書』・『旧唐書』などと同様)。

(54) これらの楽器の様子については、『六典』巻十四太常寺などに詳しい。周知のことであるが、『儀式』などの日本の元日朝賀儀礼では、鉦鼓以外は楽器らしいものがなく、入場や出御に際して楽が奏されない。日本でも節会には楽が奏されるので技術的な問題が原因ではあるまい。

(55) 『通典』巻一百二十三礼八十三開元礼纂類十八嘉礼二の皇帝正至受群臣朝賀、『新唐書』巻十九礼楽志九にもないので、洪氏刊本(汲古書院本)のテクスト上の問題ではないと思われる。

(56) 唐の元日朝賀儀礼の際の儀仗については、『新唐書』巻二十三上儀衛志上、『六典』巻二十四諸衛に詳しい。

(57) 朔日受朝については、古瀬奈津子「告朔についての一試論」(『東洋文化』六〇、一九八〇)、新川登亀男「日本古代の告朔儀礼と対外的契機」(『史観』一一二、一九八五年)、などを参照。

(58) 唐の官僚制の概説としては、池田温「律令官制の形成」(『岩波講座世界歴史』五、一九七〇年)などを参照。なお、日本の儀式書でも『内裏儀式』『内裏式』の編目名は「元正受群臣朝賀式并会」であるが、これは唐礼の編目名をそのまま継受したか、或いはこれらの編纂時には唐礼と異なる「良人共同体」観念の存在意義が低下していたためであろうか。

(59) 尾形勇前掲(17)著作。

(60) 『延喜式』巻四十一弾正台(国史大系本九〇九頁)。広瀬圭「古代服制の基礎的考察—推古朝から衣服令の成立まで—」(『日本歴史』三五六、一九七八年)を参照。

(61) ただし、三位以上は式部省に導かれない。『開元礼』

では朝堂を出るまでの吏部などの指導や、そこから先の通事舎人の指導は三品以上にも及んでいたはずである。ここに日本の式部省の性格の一端が示唆されていよう。唐制と比較しつつ式部省を論じておられる、坂上康俊「日・唐律令官制の特質―人事制度の面からの検討―」（『奈良平安時代史論集』上、吉川弘文館、一九八四年）を参照のこと。

(62) 龍尾壇上（もと大極殿院）と朝堂（とその前の広場＝朝庭）の空間的性格や歴史については、狩野久「律令国家と都市」（『大系日本国家史』一、東京大学出版会、一九七五年）、岸俊男「朝堂の基礎的考察」（『日本古代宮都の研究』岩波書店、一九八八年所収）、鬼頭清明「日本における大極殿の成立」（『古代史論叢』中、吉川弘文館、一九七八年）、同「日本における朝堂院の成立」（『日本古代の都城と国家』塙書房、一九八四年）、橋本義則「朝政・朝儀の展開」（『日本の古代』七、中央公論社、一九八六年）、浅野充前掲（50）論文などを参照。

(63) 井上充夫、前掲（15）図、横山浩一「古代の文献に見える「版位」とその実物」（『考古学論考』平凡社、一九八二年）図1平安宮元正朝賀儀版位配置図、今泉隆雄「再び平城宮の大極殿・朝堂について」（『律令国家の構造』吉川弘文館、一九八九年）図7朝賀の朝庭列立。

(64) 版位・列立の意味については岩波『律令』公式令文武職事条補注五五aに的確に述べられている。

(65) 浅野充前掲（50）論文。

(66) 武田佐知子前掲（32）論文は、日本の律令国家の服制の特質を、宮門内という限られた空間において、階級的分化を観念的に止揚し、天皇に対する一律・平等の従属と奉仕の関係を可視的に表現しようとした点に求められている（同「日本古代における民族と衣服」『日本の社会史』八、岩波書店、一九八七年も参照のこと）。

(67) 浅野充前掲（50）論文を参照。

(68) これらの諸身分それぞれについても擬制的性格を考慮せねばならないことについては、大町健・加藤友康『現代歴史学の成果と課題Ⅱ』第七章三（青木書店、一九八二年）を参照。

(69) この論争の研究史については、倉本一宏「律令貴族論をめぐって」（『日本歴史』四七二、一九八七年）、大町健「律令国家は専制国家か」（前掲『争点日本の歴史』二）、古瀬奈津子「天皇と貴族」（前掲『論争日本古代史』）などを参照。

(70) 早川庄八「上卿制の成立と議政官組織」（『日本古代官僚制の研究』岩波書店、一九八六年）、同「律令国家・王朝国家における天皇」（前掲(25)）、佐藤宗諄「律令制と天皇」（『日本の古代』一五、中央公論社、一九八八年）などを参照。

(71) 養老儀制令文武官条。古瀬奈津子前掲（57）論文、同「宮の構造と政務運営法」（『史学雑誌』九三―七、一九八四年）を参照。

(72) 西本昌広「古礼からみた内裏儀式の成立」（『史林』七〇―二、一九八七年）を参照。

(73) 養老衣服令制服条。

(74) 吉村武彦「官位相当制と無位」(『歴史学研究月報』二三六、一九七九年)。

(75) 和田萃前掲(3)論文、古瀬奈津子前掲(3)論文、など。

(76) 隼人のこうした職能についての研究史については、伊藤循「隼人と蝦夷はどこが違うか」(『争点日本の歴史』三、前掲)を参照。伊藤氏自身の指摘も示唆に富む。また、武田佐知子前掲(66)一九八七年論文も参照のこと。なお、『儀式』のテクストからは既に姿を消しているが、奈良時代には蝦夷の参加も大きな要素であった。今泉隆雄「蝦夷の朝貢と饗給」(『東北古代史の研究』吉川弘文館、一九八六年)を参照。

(77) 原則として賤身分はそもそも私家を形成できないので、「臣」なかんずく「官」として出身できず、従って元日朝賀儀礼の対象にはなりえないと思われる。賤身分と「私家」については、尾形勇前掲(17)著作を参照。

(78) 吉村武彦「古代の社会構成と奴隷制」(『講座日本歴史』東京大学出版会、一九八四年)。

(79) 福原栄太郎「祥瑞考」(『ヒストリア』六五、一九七四年)。

(80) 『開元礼』巻三序例下では「凡践祚、加二元服一、冊二皇后・皇太子一及元日并巡狩・親征・封禅・郊祀及諸大礼、諸州刺使都督及京官五品以上在レ外者、並拝二表疏一賀、礼部為レ奏、」となっていて、中書の関与についての規定がない。今は『開元礼』巻九十七と『六典』に従う。

(81) 儀制令元日国司条については、喜田新六前掲(23)著作第三章「令制下における君臣上下の秩序維持策」、栗林茂「国庁(国府中心施設)の初現形態に関する一試論―儀制令元日国司条を通して―」(『史友』二一、一九八九年)などを参照。また、この条は郡稲に関する論考で触れられることも多い(竹内理三「郡稲考」『史観』八八、一九七四年、薗田香融「郡稲の起源」『日本政治社会史研究』中、一九八四年など)。ただ、竹内氏や、これを承けた吉田孝氏(『律令国家と古代の社会』岩波書店、一九八三年、Ⅷ「律令国家の諸段階」四二二頁)が、この儀礼における郡司を四夷のごとく見なされるのには疑問がある。むしろここでの郡司の参加は本来、官人集団ないし「良人共同体」の全成員による朝拝を求める国家の施策の一つであったろう。従って、ここで天皇への服属が求められているのには違いないが、それはかかる集団の、外からではなく内からの、服属であったと考えたい。ただし、儀礼を支えるイデオロギーは、在地における実際の郡司の性格やその変遷とは別の問題である。郡稲をめぐる研究史については、山里純一「律令財政に関する研究史」(『栃木史学』五、一九九一年)一八六～一九二頁を参照。なお、古瀬奈津子前掲(3)論文によると、元日の国庁における儀礼は、十世紀初頭を境に変化したと推測される。本稿では、『儀式』編纂時まで元日国司条のような儀礼が存続したと考えておくが、中央での儀礼と同様、その段階ではこの儀礼の本来の意味はかなり薄らいでしまっていたかも知れない。

(82) その意味では、同じ儀制令の元日条によって、元日に

おける天皇以外への拝礼を原則的に禁止しようとした施策とも関連する。

(83) 古瀬奈津子氏は、「『国忌』の行事について」（『古代文化』四三―五、一九九一年）の「むすびにかえて」において、元日の国庁における朝拝を、日本の天皇権力の「二重構造」を表すものと捉えられた。国・郡を媒介としなければ儀礼をも含めた国家の実践が地方に及ばなかったという意味では賛同できる。ただ、唐で元日朝賀儀礼に参加する地方官と、元日国司条の儀礼に参加するはずの地方官を比べると、やはり後者の方が行政単位あたりの人数も多く、在地の人間にまで朝拝を徹底させようとする日本の古代国家の姿勢の表れととりたい。ただしこれは国家側の姿勢の問題であって、実際に日本の地方支配が強固であった証拠にならないのは言うまでもないし、元日朝賀儀礼以外の儀礼のありかたにまで一般化することもできない。

(84) 大町健前掲（21）著作。

(85) 『唐令拾遺』賦役令復元二十七条。唐の朝集使とその貢献については、曽我部静雄「上計吏と朝集使」「唐の貢献制度」（『中国社会経済史の研究』吉川弘文館、一九七六年所収）を参照。

(86) 『六典』巻三尚書戸部

(87) この問題に触れた論考は少なくないが、最近のものとして大津透「律令収取制度の特質―日唐賦役令の比較研究―」を参照。なお、大津氏は、日本の諸国（朝集使）のいうところを重視し、冬至の御贄の法的根拠をこの条文中の「服食」と考えておきたい。

(88) 当該条集解所引の諸注釈書。朝集使については、古典的な論考であるが、坂本太郎「朝集使考」（前掲『日本古代史の基礎的研究』下、後に前掲『坂本太郎著作集』七に再録）を参照。御贄や冬至との関連についても触れておられる。

(89) 『続紀』神亀二年（七二五）十一月己丑条。ただし、この記事では、少なくとも最終的に贄を奉持するのは親王や侍臣である。朝集使の献じた御贄を親王・侍臣が仲介したとも考えられるが、この頃には諸国からの貢献物自体が調や交易雑物に切り替えられつつあったらしいことも留意される。従ってこの記事は、厳密には冬至の儀礼と贄との関わりの実例であって、朝集使の関与までは確定できない。なお、この時代の冬至については、保坂佳男「奈良時代の冬至―聖武皇子の立太子儀に関連して―」（『続日本紀研究』二六二、一九八九年）を参照。

(90) 勝浦令子「律令制下贄貢納の変遷」（『日本歴史』三五二、一九七七年）、長山泰孝「贄と調について」（『日本古代の国家と宗教』下、吉川弘文館、一九八〇年）、など。

(91) 勝浦令子前掲（90）論文。

(92) 岡田精司「大化前代の服属儀礼と新嘗」（『古代王権の祭祀と神話』塙書房、一九七〇年所収）。

(93) 周知のように唐では、冬至にも朝賀儀礼があったが、冬至には貢物がないのが本来の形であった。代宗皇帝の時代になると、冬至や千秋節にも貢物が行われるように

なるが、これは時間観念の変化のためというよりは、藩鎮の中央に対する政略の表れであった。曽我部静雄前掲(85)論文参照。

(94) 諸国貢献物の変質については、早川庄八「律令財政の構造とその変質」(『日本経済史大系』一、東京大学出版会、一九六五年)、渡辺菜穂子「律令収取体制と交易」(『お茶の水史学』三一、一九八八年)を参照。ただし大津透前掲(87)論文は、もともと当条を空文としているので、右二者の論をとっておられない。

(95) 直木孝次郎「朝集使二題—その起源と形式化について—」(『古代・中世の社会と思想』三省堂、一九七九年)は、古記に言う「冬至」の実体を大嘗・新嘗の祭儀としている。

(96) 田島公「日本の律令国家の「賓礼」—外交儀礼からみた天皇と太政官—」(『史林』六八—三、一九八五年)。同「外交と儀礼」(『日本の古代』七、一九八七年)も参照。

(97) 筆者は、『内裏儀式』を『内裏式』以前のものと考えている(西本昌広前掲(72)論文、大西孝子「『内裏式』の書誌的考察」『皇学館論叢』五—三、一九七二年を参照)。ただしこれには異説もある(最近のものとして、森田悌「『内裏式』と『内裏儀式』(覚書)」『国書逸文研究』二〇、一九八七年)。なお、『内裏式』は天長十年(八三三)に修訂されるが、この時には既に蕃客の参加は実例にはない。

(98) 田島公前掲(96)論文。

(99) 元日にも太宰府の腹赤御贄、吉野国栖の御贄の献上があるが、いずれも元日朝賀儀礼の終了後に、内裏ないし豊楽院で、一般参加者を入れずに行われるものであり、諸州・諸蕃の貢物が群官の前に陳列される唐礼とは比較の対象とならない。

(100) 前掲(3)諸論考、特に所功論文を参照。

(101) 前掲(3)諸論考、特に古瀬奈津子論文。

(102) 都城論の視点からであるが、楊寛『中国都城の起源と発展』(西嶋定生監訳、尾形勇・高木智見共訳、学生社、一九八七年)の第十三章「都城の配置構造の変遷と礼制の関係」は、元日朝賀儀礼の歴史としても十分読める内容である。また、曽我部前掲(85)論文や鎌田重雄「漢代郡国の上計について」(『史潮』一二—三・四、一九四二年)も元日朝賀儀礼に触れるところが少なくない。朝鮮の元日朝賀儀礼については、和田前掲(3)論文などが言及しておられるが、新羅時代の史料の少なさもあって、日本や唐と同レベルの比較がしにくいのが実情である。ただ、『高麗史』巻六十七礼志九元正・節日朝賀儀にはかなり詳しい礼法が記されているのでいずれ検討してみたい。

(補注) 成稿後、石見清裕氏の「唐代外国使の皇帝謁見儀式復元」(『史滴』一二、一九九一年)を知った。『開元礼』読解に益すること多大である。ぜひ参照されたい。ただ、宮懸や版位は太極殿上ではなく殿庭にあると思うがいかがであろうか。